

「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」助成対象者選考要領

第1条（趣旨）

本要領は、公益財団法人ソニー音楽財団（以下「当財団」という。）が、子どもへの音楽を通じた教育の促進に貢献する事業・活動等に対する助成を行うに際し、助成対象者等の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（助成応募者の要件）

助成を応募する者は日本国に活動の本拠を有する団体であって、次の実体を備えたものであること。

- (1) 代表者及び所在地が明らかであること。
- (2) 法人格を有する、または法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っている団体（グループ・サークル・実行委員会等）であること。
- (3) 営利団体および営利性の高い活動を行っている団体でないこと。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としていないこと。
- (5) 反社会的勢力と関りがなく、反社会的な活動内容を含んでいないこと。

第3条（助成対象事業等の審査）

助成の応募を受け付けた事業等を審査するにあたっては、次に掲げる事項に対する充足状況を確認するものとする。

- (1) 特定団体の宣伝、又は営利を目的とするものではないこと。
- (2) 日本国内において、原則として18歳未満の子どもへの音楽を通じた教育目的事業・活動であること。
- (3) 子どもへの教育を目的としている民間の団体、またはその目的を持つ団体と協力して行う団体の活動であること。
- (4) 助成の対象となる事業等の内容が適切であり、かつ、その実施が確実であると見込まれること。
- (5) 助成金の使途が適正であること。
- (6) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

第4条（募集）

原則として 助成対象事業が実施となる前年度にウェブサイト等で募集する。

第5条（助成申込）

1. 助成希望者は、助成応募書類（様式第1号）を直接当財団宛に提出する。
2. 応募書類の提出は E メール、若しくは郵送とする。必要に応じ、事業の説明資料、団

体の紹介資料等を添付する。

3. 募集期間は原則として2カ月間とする。

第6条（選考）

理事会は、助成の応募書類等を基に、助成対象者を決定する。決定に際し、次の選考過程を経るものとする。

- (1) 当財団による書類選考にて第3条に定める審査項目の充足状況を確認する。
- (2) 外部識者による選考委員会により、子どもへの音楽を通じた教育の促進への期待度、貢献度、過去の実績等に鑑み選考を行う。

第7条（助成金額）

1件あたりの助成金額は、当該年度の理事会で決定した金額とする。

第8条（支給方法）

1. 助成金は口座振込みにより給付する。
2. 助成金を助成対象者に給付したときは、助成対象者の助成金受領書を徴するものとする。

第9条（助成の取り止め）

助成の決定から助成金支給時まで助成対象者が次の各号に該当すると認められる場合は、助成金の給付を取り止め、既に給付を行っている場合は返還を求める。

- (1) その事業が中止等になり実施されないとき。
- (2) 助成金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) 応募書類の記載や助成金の使用用途に虚偽があることが判明したとき
- (4) 団体および代表者に、反社会的行為や事実が判明したとき
- (5) その他助成対象者として適当でない事由が発生したとき。

第10条（助成取り止めの申し出又は通知）

前条の規定に該当する場合は、助成対象者がその事実を申し出るか、当財団より書面をもって本人に通知する。

第11条（報告書の提出）

助成対象者は、当財団が定める期限に基づき、事業の成果報告等必要書類を提出しなければならない。

附則1 この要領は2019年5月22日から施行する。